

届出事項別一覧表 (石油販売業)

	変更の理由等	開始届	変更届	廃止届	備 考	
1	新たに石油販売業を開始する	●				
2	営業所を追加する(新設)		●			
3	既存の営業所を譲り受け又は借用等(運営者交代)		●		新旧事業者両方提出	
4	石油販売業の事業規模が法定事業規模を超える	●				
5	自家用設備を転用し一般販売を行う。	●				
6	届出者の住所を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
7	法人の代表者を変更する		●			
8	主たる事務所の所在地を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
9	営業所の所在地を変更する(移転、住居表示の変更等)		●			
10	複数ある営業所の一部を廃止する		●			
11	販売する石油の種類を変更する		●			
12	個人事業者(死亡)で相続により承継する		●			
13	届出者の商号、名称を変更する		●			
14	主たる仕入れ先を変更する		●			
15	主たる販売施設を(計量器、タンク)を変更する		●			
16	石油販売業を廃止する			●		
17	石油販売業の事業規模が法定規模以下になる			●		
18	一般販売を廃止し、自家消費のみとする			●		
19	新設合併(A社とB社が合併しC社を設立する)	●		●	C社開始届、A,B社廃止届	
20	吸収合併	A社(未届出者)がB社を吸収する	●		●	A社開始届、B社廃止届
21		C社(既届出者)がD社を吸収する		●	●	C社変更届、D社廃止届
22	組織変更	個人 ←→ 法人	●		●	新が開始届、旧が廃止届
23		有限会社 ←→ 株式会社		●		
24		合名会社 ←→ 合資会社		●		
25		上記以外の組織変更	●		●	新が開始届、旧が廃止届
26	事業譲渡	未届出者に譲渡する	●		●	新が開始届、旧が廃止届
27		既届出者に譲渡する		●	●	新が変更届、旧が廃止届

開始届は第1面、第2面をご提出ください。(中核SSの場合は第4面(必須)第5面(該当がある場合)もご提出ください。)

既届出者が営業所を追加する場合は、変更届に加え開始届の第2面も提出してください。